



【Q1】

労務単価の改定の際に通知される「特例措置」と「スライド条項」はどう違うの？



【A1】

特例措置とは、例えば3月1日に労務単価が改定された場合において、新労務単価となる3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、受注者の請求に基づき新労務単価にて変更契約を行うことを可能としたものです。特例措置の適用が請求可能となった場合は、発注者から受注者に通知されます。

一方、2月28日以前に契約した工事については、インフレスライドを適用することとなります。

なお、特例措置については、静岡県建設工事請負契約約款第52条（約款に定めのない事項）に基づく措置となり、受注者負担は生じません。

【Q2】

特例措置が適用できない場合は、労務単価の改定（新労務単価）は考慮してもらえないの？

【A2】

A1のとおり、新労務単価の適用日以前に契約を締結した工事については、インフレスライドの適用により、新労務単価を反映することができる場合があります。

スライド条項の適用可否については、担当監督員に御相談ください。

【Q3】

単品スライドの適用対象となる、「鋼材類や燃料油以外の主要な資材」の判断は、受注者の判断で良いの？

【A3】 「鋼材類や燃料油以外の主要な資材」については明確な定めがないため、受発注者間の協議に基づいて判断することとなります。

資材価格等の高騰に伴う

スライド条項の適用について

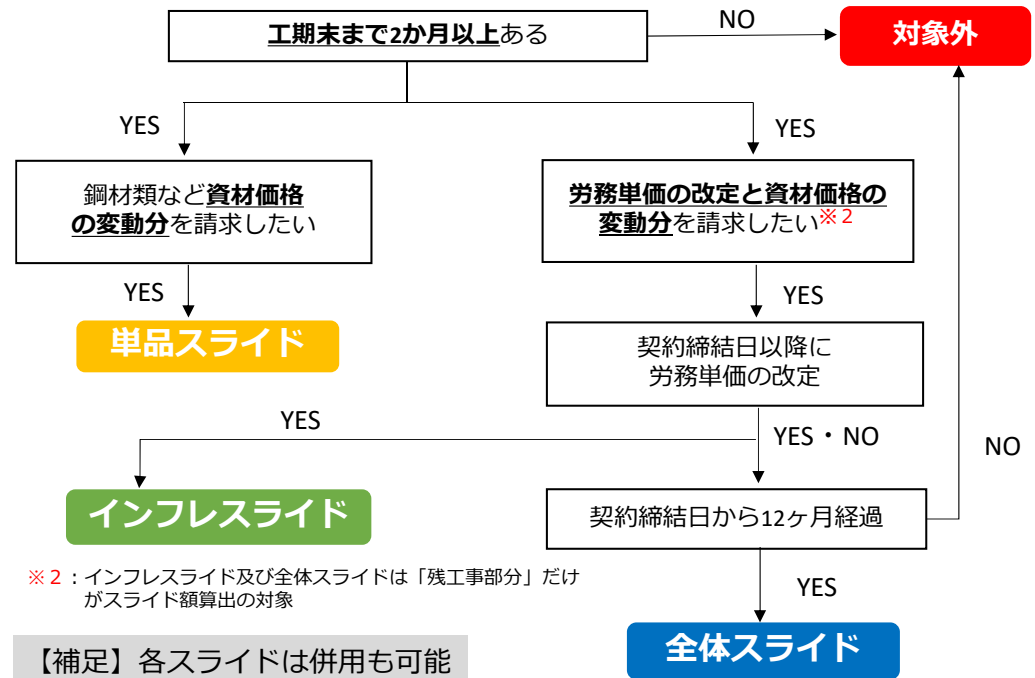


資材価格等の高騰による変動額が**一定の限度を超えた場合**、静岡県建設工事請負契約約款第25条（スライド条項）による請負額の変更を請求することができます。

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
制度概要		工期が1年以上の大規模工事を対象とした中間修正的な措置	資材価格の急激な変動を対象とした精算的な措置	主に労務単価の改定を反映させるための中間修正的な措置
適用工事		工期が12ヶ月を超える工事	すべての工事	すべての工事※1
請負額変更	対象	資材・労務単価	主要な資材	資材・労務単価
	受注者負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
	再スライド	可能	なし	可能

※1：直近の労務単価改定日以前に契約締結したものが対象

スライド条項の適用判断フロー



※2：インフレスライド及び全体スライドは「残工事部分」だけがスライド額算出の対象

【補足】各スライドは併用も可能

全体スライド

スライド条項の詳細（運用マニュアル）

は静岡県HPで御確認いただけます

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/contract/index.html>



【問い合わせ先】

- ・個別工事への適用の可否について：各工事発注機関
- ・スライド条項について（契約関係）：静岡県建設業課 054-221-3059（指導契約班）
- ・スライド条項について（積算関係）：静岡県技術調査課 054-221-2148（土木）
- 054-221-2168（農林・森林・建築）

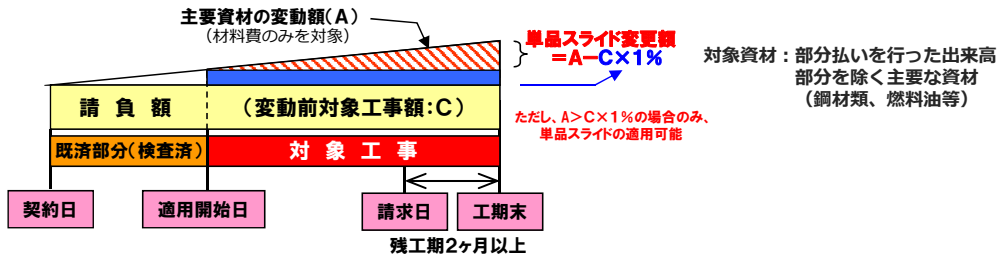
単品スライド (約款第25条第5項)

- 資材価格の品目類毎 (鋼材類、燃料油など) の変動額が対象工事費の1%を超える場合に適用可能です。
- 実勢価格と実際の購入額の安い方で精算変更します。
- 購入額や購入時期を証明する書類 (納品書など) の提出が必要です。
- 資材価格の変動分だけがスライドの対象となります。(一般管理費等諸経費は変更されません。)

単品スライドの対象	対象外 (既済部分 (検査済))
変動額が対象工事費の1%を超える 主要な資材 (対象工事費 = 請負代金額 - α)	・部分払いを行った出来形部分※3 ・部分引き渡しを行った部分

※3 : 出来形確認請求の際に、当該部分を単品スライドの適用対象とすることについて請求し、発注者から了承を得られた場合は対象とすることができます。(単品スライドマニュアル参照)

単品スライド額 (変更額)
 = 主要材料の変動額 (A) - 変動前対象工事額 (C) × 1%



全体スライド (約款第25条第1~4項)

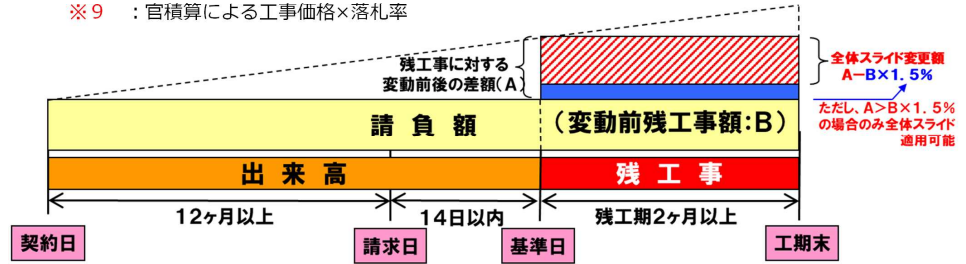
- 契約日から12ヶ月以上経過した場合に請求ができます。
- 労務単価と資材価格の変動額が対象工事費の1.5%を超える場合に適用可能です。
- 発注者が出来高数量を確認します。

全体スライドの対象 (残工事)	対象外 (出来高)
・基準日※7以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する資機材	・基準日時点で施工済部分 ・基準日時点で現場搬入済工事材料

※7 : 基準日は受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

全体スライド額 (変更額)
 = 残工事に対する変動前後の差額 (A) ※8 - 変動前残工事額 (B) ※9 × 1.5%

※8 : 基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額
 ※9 : 官積算による工事価格 × 落札率



インフレスライド (約款第25条第6項)

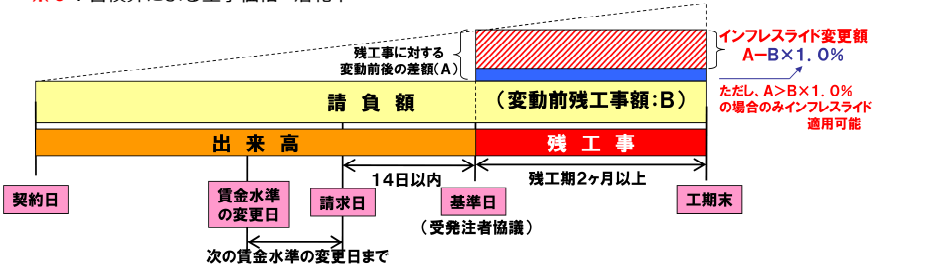
- 静岡県建設資材等価格表 (公共工事設計労務) 等の改定日以降に請求することができます。
- 労務単価と資材価格の変動額が対象工事費の1%を超える場合に適用可能です。
- 発注者が出来高数量を確認します。

インフレスライドの対象 (残工事)	対象外 (出来高)
・基準日※4以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する資機材	・基準日時点で施工済部分 ・基準日時点で現場搬入済工事材料

※4 : 基準日は受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

インフレスライド額 (変更額)
 = 残工事に対する変動前後の差額 (A) ※5 - 変動前残工事額 (B) ※6 × 1%

※5 : 基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額
 ※6 : 官積算による工事価格 × 落札率



(参考) スライド条項の併用

それぞれのスライド条項は併用も可能とされています。以下にインフレスライドと単品スライドを併用した場合の運用を示します。

インフレスライドと単品スライドを併用した場合

- インフレスライド条項と単品スライド条項を併用した期間の取扱い
 - ①単品スライドの変動前の単価は、インフレスライドの適用日の単価とする。
 - ②単品スライドの受注者負担はなし (インフレスライドの受注者負担のみ発生)。
- 単品スライドは、変動額が対象工事費 (インフレスライドのスライド額を含む) の1%以上変動している場合に適用可能。

